川崎就学裁判の不当判決に対する抗議声明

全国自立生活センター協議会

代表　平下　耕三

私たちは、どんな重度な障害があっても地域で当たり前に生活し、障害のない人と同じ権利を持ち、地域の中で共にある社会の実現を目指して活動する障害当事者団体である。全国120ケ所を越える障害当事者団体（自立生活センター）で構成している。

川崎市の地域の小学校に通学することを求めている光菅和希くんの訴えが棄却された。地域の学校に通いたいという当たり前の主張が否定された今回の判決は、極めて不合理であり、時代錯誤も甚だしいものである。

判決理由の中では、「インクルーシブ教育は、特別支援学校での教育を排除するものではない。」「被告市においてこれまで人工呼吸器使用児を小学校に受け入れた例がないことという理由から、運用が合理的配慮を欠く不合理な差別であるとまで言えない。」という内容が挙げられた。

国際連合が障害者權利条約第24条のガイドラインとして出している「一般的意見4号」の11項には、「分離は、障害のある生徒の教育が、特定の機能障害やさまざまな機能障害に対応するために設計され、あるいは使用される別の環境で、障害のない生徒から切り離されて行われるときに発生する。」と明記されており、特別支援学校は明確に「分離教育」であると認めらている。また、同40項には「主流の教育制度と特別支援/分離教育制度という 2 つの教育制度の持続とは相容れない。」とされている。さらに、同28項には「合理的配慮の提供範囲は、インクルーシブ教育システムを開発する義務全般に照らして検討しなければならず、既存の資源を最大限活用するとともに、新たな資源の開発も進める。」と明記されており、被告市が障害者権利条約における合理的配慮の提供義務を果たしていないことは明白である。

条約というのは、国内法の上位に位置付けられることから、この度の判決は明らかな条約違反であり、かつ「誰一人取り残さない」ことを誓い「包摂的且つ公平で質の高い教育」を掲げた国連の持続可能な開発目標（SDGs）からも逸脱しおり、条約締約国及び先進国の名に恥じる判断であると言わざるを得ない。障害者権利条約におけるインクルーシブ教育の定義や合理的配慮の趣旨を全く理解しておらず、全国の障害のある児童の共に学ぶ権利を否定する危険性のある不当判決と言う他ない。

また、市教育委員会の判断は和希くんの教育的ニーズに合致しているため、妥当性を欠くものではないということも述べられたが、教育とはただ単に勉学に励むだけではない。他者と関わり、人間関係を築くことも教育の一環である。和希くんがこれまで求めてきたことは単なる学習ではなく、地域の友人との関わりから多くの経験をすることであり、和希くんの教育的ニーズは地域の普通学校に通うことでしか叶えられないことは明白である。また、和希くんが地域の学校で他の生徒と関わり、互いに学び合い、人間関係を作ることはお互いの人権に対する意識も育ち、多様性を認めるインクルーシブな社会の実現へと繋がる。

日本で大きな問題となった「津久井やまゆり園事件」や旧優生保護法に基づく強制不妊手術は、障害者はこの社会にいない方がいい、排除すべき負の産物である、という社会の価値観を強く反映している。このような価値観は、分離教育によって「障害者は自分たち（健常者）とは違う、分離、排除されるべき存在である」という意識が芽となり、障害者の人権に対する意識を地域社会の中で育てる機会を奪うことで生まれてくる。

私たちは今回の不当な判決に強く抗議するとともに、和希くんを含む、すべての障害のある児童が地域の学校に当たり前に通うことが出来る社会の実現を求める。